令和3年6月23日 総務常住委員会資料 総務部市民税課・資産税課・納税課

宇治市市税条例等の一部改正の概要について

1. 個人市民税関係

- (1) 住宅ローン控除の特例の延長
 - ・新型コロナウイルス感染症特例法で定める控除期間 13 年の特例について、適用期間を 1 年延長し、令和 4 年末までの入居分を対象とし、控除終了年度を令和 17 年度とする規定の整備。
 - 公布日施行
- (2) セルフメディケーション税制の延長
 - ・健康の維持増進及び疾病の予防への取組を行う個人が、特定一般用医薬品等の購入費用について、医療費控除の特例として、所得控除を受ける制度(セルフメディケーション税制)を5年間延長する規定の整備。
 - 令和 4 年 1 月 1 日 施行
- (3) 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し
 - ・令和2年度税制改正により、令和6年度分以後の個人住民税において、扶養控除の対象となる16歳以上の扶養親族(「控除対象扶養親族」)の範囲から30歳以上70歳未満の国外居住者が原則除外された。
 - ・今回の税制改正により、令和6年度分以後の個人住民税均等割・所得割の非課税限度 額の算定においても、30歳以上70歳未満の国外居住親族は原則として除外されるこ ととなったための規定の整備。
 - 令和 6 年 1 月 1 日施行

2. 固定資産税関係

- (1) 雨水貯留浸透施設に係る一定の償却資産についての課税標準額の特例措置の創設
 - ・雨水貯留浸透施設の整備を行なう者が、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の 規定により認定を受けた設置・管理に関する計画に基づき令和6年3月31日までに 設置した、雨水貯留浸透施設の固定資産税について、課税標準となるべき価格に乗じ る市町村の条例で定める特例割合を、参酌基準通り3分の1とする。
 - ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日に施行

3. その他

引用法令の条項ずれや文言等の修正。